

平成26年度遠野市水道事業会計予算要領

1 第2条の業務予定量の概略

区 分	上水道事業	簡易水道事業	受託小規模給水事業
(1) 給水戸数	7,300戸	2,150戸	123戸
(2) 年間総給水量	1,755,800m ³	464,400m ³	22,000m ³
(3) 一日平均給水量	4,810m ³	1,272m ³	60m ³
(4) 主な建設改良事業	営業設備事業 126,300千円 配水設備事業 1,600千円 配水設備改良事業 144,200千円	営業設備事業 243,070千円 配水設備事業 3,500千円 配水設備改良事業 91,500千円	/

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計 810,511千円に対し、支出合計 655,253千円で、差し引き 155,258千円の黒字を見込んでいます。

○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分	予算額	構成比 (%)	備 考
収益的収入	556,977	68.7	給水収益 470,029
			他会計負担金 1,547
			他会計補助金 18,862
			自家発電売電料 10,700
その他 55,839	237,965	29.4	給水収益 129,156
他会計負担金 977			
他会計補助金 84,924			
その他 22,908			
第3款 受託小規模給水事業	15,569	1.9	給水収益 6,069
			受託工事収益 9,500
合 計	810,511	100.0	
収益的支出	378,149	57.7	原水及び浄水費 46,448
			配水及び給水費 50,768
			総係費 81,136
			減価償却費 155,193
			資産減耗費 14,975
			支払利息 14,819
			消費税 10,000
			その他 4,810
第2款 簡易水道事業	248,710	38.0	原水及び浄水費 47,725
			配水及び給水費 38,587
			総係費 1,865
			減価償却費 100,625
			資産減耗費 7,957
			支払利息 46,827
			消費税 4,000
			その他 1,124
第3款 受託小規模給水事業	27,394	4.2	受託管理費
第4款 予 備 費	1,000	0.1	
合 計	655,253	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入、端数調整あり)

- 3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 474,768千円に対し、支出合計 853,847千円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 379,079千円は、当年度分損益勘定留保資金 278,750千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,116千円及び減債積立金 51,213千円で補てんしようとするものです。

○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的収入	第1款 上水道事業	169,702	35.7	他会計負担金 1,600 工事負担金 5,000 企業債 138,300 他会計出資金 24,800 その他 2
	第2款 簡易水道事業	305,066	64.3	他会計負担金 3,001 工事負担金 4,500 国庫補助金 76,715 企業債 153,300 他会計出資金 67,548 その他 2
	合 計	474,768	100.0	
資本的支出	第1款 上水道事業	334,276	39.1	営業設備費 126,300 配水設備費 1,600 配水設備改良費 144,200 事務費 6,500 企業債償還金 55,676
	第2款 簡易水道事業	519,571	60.9	営業設備費 243,070 配水設備費 3,500 配水設備改良費 91,500 事務費 46,400 企業債償還金 135,101
	合 計	853,847	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

4 第5条企業債

起債の目的	限度額(千円)	利 率
上水道電気機械設備改良事業	99,200	4.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
上水道配水設備改良事業	39,100	
簡易水道電気機械設備改良事業	12,000	
簡易水道配水設備改良事業	141,300	
合 計	291,600	

- 5 第6条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めています。
- 6 第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費 69,767千円、交際費 10千円となっています。
- 7 第8条の高料金対策等に要する経費として一般会計から受ける補助金は、103,789千円となっています。
- 8 第9条のたな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定めています。
- 9 受託小規模給水施設の工事は、ろ過池の更正工事や残留塩素計の新設工事等を予定しています。